

求職活動要件の緩和について

令和4年4月26日、政府において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を決定し、当分の間、求職要件の取扱いを、以下のとおりとしますので、ご確認をお願いいたします。

【求職活動について】

現在求職活動要件として設けている次の項目について、当分の間、緩和します。

- ・ 月に2回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ・ 原則週1回以上、求人先の応募を行う、または求人先の面接を受けること



○当分の間

- ・ これらの回数をそれぞれ月1回に緩和

上記により、求職活動の回数を減らした方は、受給期間中、月に1度の提出をお願いしている「求職活動等状況報告書（様式4）」について、上記の『○当分の間』に記載されている内容に読み替えた上で、該当の項目にチェックを記載し、ご提出いただくようお願いします。（裏面を参考にしてください）

なお、求職活動を禁止するものではありませんので、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありません。

ご不明な点がございましたら、名古屋市自立支援金給付センターへお問い合わせください。

名古屋市長 殿

求職活動等状況報告書 (月分)

この報告書は、活動を行った月の翌月20日(提出期限)までに提出をお願いいたします。
提出書類は、この報告書とあわせてご提出下さい。

【この1か月間にあなたが行った活動に✓を入れて下さい。】

①または②のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

①

様式4別紙「自立相談支援機関確認書」を提出する

または、自立相談支援機関(※)の面接等の支援を受けた

相談日： 月 日 () 支援を受けた (窓口・電話・メール・その他)

2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の

窓口での職業相談等を受けた

(提出書類) 様式5 職業相談確認票

週1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた

(提出書類) 様式6 常用就職活動状況報告書

・枠で囲んでいる回数を「月1回」と読み替えてください。

・月1回以上活動を行った場合は、該当する活動の項目に☑を入れてください。

(※) 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター

または

②

生活保護の申請を行った

 月 日 () 申請先： 区役所・支所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日：令和 年 月 日

氏 名： _____

住 所： _____ 電話番号： _____